

社会福祉法人真盛園 居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人真盛園(以下、「本園」という)が実施する指定居宅介護支援の事業(以下、「本事業」という)は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
 4. 本事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 5. 上記の他「天津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業等の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年3月20日天津市条例第53号)」に定める内容を遵守し、本事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 真盛園 居宅介護支援事業所
- (2) 所在 滋賀県大津市坂本五丁目13番1号

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第4条 真盛園居宅介護支援事業所(以下「本所」という)に勤務する職種、員数及

び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

(管理者の職務)

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本業務の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1 名以上

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

(3) その他補助職員:利用者の状況に応じて配置する。

(補助職員の業務)

管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 本所の営業日及び営業時間は、本園の就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から、金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間の他の時間帯も、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第 6 条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所:本所の相談室等

(2) 使用する課題分析表の種類:MDS-HC CAPs方式等

(3) サービス担当者会議の開催場所:本所の会議室等

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度:最低 1 ヶ月に 1 回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ訪問する。

(利用料等)

第 7 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額

によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者負担はない。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、大津市唐崎・日吉・仰木・堅田中学校区とする。

(苦情処理)

第9条 指定居宅介護支援事業に関する苦情等があった場合は、直ちに管理者に報告し、然るべくその処理にあたる。また、市等へ連絡すべき事項が生じた時は早急に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 事故発生時の対応については次のとおりとする。

- (1) 本所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- (2) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(非常災害対策)

第11条 本園は、非常災害等の発生の際に他の社会福祉施設との連携・協力を図り相互にその事業を継続することができるよう努めなければならない。

(事業所運営の指針)

第12条 本所を運営する法人の役員、管理者及び職員は、暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においても同じ)であってはならない。

2 本園は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(利用者の人権の擁護、虐待防止)

第13条 本所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理)

第14条 本所は、本所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 本所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 本所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 本所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 本所は、感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 本所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 本所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務態勢を整備する。

2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
3. 本所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(付則) この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成19年3月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成22年11月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(第9条を第11条に繰り下げ、第10条を第9条とし、第10条(事故発生時の対応)を加える。)

(付則) この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(第11条を第14条に繰り下げ、第11条(非常災害対策)第12条(事業所運営の指針)第13条(利用者の人権擁護、虐待防止)を加える。)

(付則) この規程は、令和2年7月1日から施行する。

(付則) この規程は、令和6年4月1日から施行する。